

太田訪問看護ステーション運営規程（介護保険）

（事業の目的）

第1条 一般財団法人太田綜合病院が開設する太田訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、看護師等が訪問して指定訪問看護を提供し、介護保険認定の要介護者（以下「利用者」という）の生活の質の確保を重視し、日常生活動作能力の維持回復を図ると共に、家庭や地域社会で療養できるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

2 運営上必要な事項については、総合福祉統括部連絡協議会において適宜協議するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1) 名称 太田訪問看護ステーション
2) 所在地 福島県郡山市西ノ内2丁目5番20号（太田西ノ内病院内）

（職員の種類、職員数及び職務内容）

第4条 事業所に配置する職員は常勤及び非常勤とし、保健師、看護師を3名以上配置し、必要に応じて理学療法士、作業療法士等を配置する。但し、保健師、看護師の数は常勤換算で2.5人を下回らないものとする。

2 管理者は常勤かつ専従で、適切な訪問看護を行うために必要な知識や技能を有する保健師、看護師とし、次の職務を行う。

1) 職員を指揮監督し、適切な事業運営が行われるよう業務を統括する。
2) 事業所の設備、備品等の衛生管理に努める。
3 訪問看護師等は訪問看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護を提供する。
4 その他事務職員は必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日は、月曜日から土曜日とする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日、1月2日、1月3日及びその他事前に指定した日は除く。

2 営業時間は月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。但し、緊急時は夜間、休日も営業する。

（訪問看護の提供方法）

第6条 介護保険による要介護認定に基づき、利用者が希望し、主治医の指示及び居宅介護サービス計画の下、訪問看護師等が利用者宅を訪問し指定訪問看護を提供する。

（訪問看護の内容）

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

一 病状・障害の観察
二 身体の保清、洗髪
三 褥瘡の予防及び、処置
四 カテーテル等の管理
五 リハビリテーション

- 六 食事、排泄の介助
- 七 認知症患者の看護
- 八 家族に対する療養生活や介護方法の指導等
- 九 その他 医師の指示による医療処置

(事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は郡山市内とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問看護師等は指定訪問看護提供中に利用者に急変等が発生した場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じる。
2 看護師等は、前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(事故発生時の対応)

第10条 訪問看護師等は指定訪問看護提供中に利用者に事故が発生した場合は、事故対応マニュアルに沿って必要な処置を行うほか、当該利用者の家族、利用者に関する居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる。

(利用料)

第11条 指定訪問看護の利用料の額は、介護保険法に基づき介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。
2 利用者の希望により次の訪問看護を提供した場合は次のとおりとする。
一 介護保険による区分支給限度基準額を超えた指定訪問看護は全額利用者負担とする。
二 指定訪問看護の時間を延長して提供した場合は、30分毎1,000円に消費税を加算した金額を利用者負担とする。
3 交通費は郡山市内無料とする。郡山市外については郡山市の境界より1Km毎に50円（税別）片道分を利用者負担とする。
4 保険適応外の利用料は次のとおりとし、消費税を加算した金額を利用者負担とする。
一 血糖測定 1回150円
二 吸引機械貸出 1ヶ月500円
三 衛生材料は実費請求
四 死後処置 17,000円

(キャンセル料)

第12条 利用者より急なキャンセルが発生した場合は当該料金25%に消費税を加算した金額のキャンセル料が発生する。

(苦情処理)

第13条 提供した指定訪問看護に関する利用者や家族からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するため、太田総合病院苦情解決規定に基づき、事実関係の調査等の必要な措置を講じる。

【苦情受付担当者】

担当：太田訪問看護ステーション 所長
電話：024-925-0661 FAX：024-931-1088

(賠償責任)

第14条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に障害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。

(秘密保持)

第15条 ステーションは、利用者及び家族に係る個人情報について、一般財団法人太田綜合病院個人情報保護規定により適切に取り扱う。また、従業者及び従業者であった者が、在職中はもとより退職後も正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置をとる。なお、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所に対し、その個人情報を提供しない。

(虐待防止のための措置)

第16条 ステーションは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止・身体的拘束等に関する担当者を選定する。
虐待防止に関する担当者： 所長（管理者）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する安全管理対策委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針の整備を行う。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (5) サービス提供中に、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）又は当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに虐待防止のための指針に従い、市町村等への通報を行う。
- (6) ステーションは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (7) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその方法及び時間、理由等を記録する。

(業務継続計画についての取り組み)

第17条 ステーション内における急激な感染症の広がりや、非常災害（自然災害等）の発生においても、非常時の体制で可能な限り早期に指定訪問看護サービスの提供再開を図り、切れ目なく業務を実施していくための業務継続計画を策定する。非常時には、業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 業務継続計画は、定期的に見直しを行い、更新する。

(ハラスメントへの対応)

第18条 ステーションは、看護師等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築くことができるよう、職場内及び訪問看護サービス提供現場におけるハラスメント対策指針及び対応策を策定し、ハラスメント防止に向けた取り組みを行う。

- 2 ステーションは、次の行為を組織として許容しない。
 - ア. 身体的な力、危険な物を使って危害を及ぼす又は威嚇する言葉と行為
 - イ. 個人の尊厳や人格を傷つけるような言葉や態度及びおとしめたりする行為
 - ウ. 意に沿わない性的言動や行動、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為
- 3 ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント対策指針及び対応マニュアルを基に即座に対応する。
- 4 ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第19条 訪問看護サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）及び保健・医療サービス提供者との密接な連携に努める。
- 2 訪問看護計画は、利用者が入院してリハビリテーションを受けていた場合は、入院医療機関のリハビリテーション計画を把握したうえで、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）の作成した居宅介護支援計画（ケアプラン）に沿って作成する。
 - 3 サービス提供を開始するに当たり、「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に対して、速やかに送付する。

(衛生管理)

第20条 ステーションにおいて、感染症等の発生及びまん延の無いように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 従事者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- (3) 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底する。
- (4) 感染症等の予防及びまん延防止のために、従事者に対して、併設医療機関の感染対策指針、感染予防対策、感染拡大防止策の周知をはかり、研修及び訓練に定期的に参加させる。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は訪問看護師等の質的向上を図るため、研修の機会を確保する。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は一般財団法人太田総合病院との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は1996年10月1日から施行する。
- 2 規程第3条二、所在地の変更
この規程は1998年8月3日から施行する。
- 3 規程第6条、介護保険法による訪問看護の提供方法の変更
規程第9条、利用料の変更
規程第10条、運営に関する留意事項の変更
この規程は2000年4月1日から施行する。
- 4 呼称変更による変更 平成14年4月1日から施行する。
- 5 規程第12条、キャンセル料の明示
この規程は2005年9月1日から施行する。
- 6 規程第13条、苦情解決第三者委員の設定
この規程は2005年10月1日から施行する。
- 7 規程第13条、苦情相談窓口の変更
この規程は2007年4月1日から施行する。
- 8 規程第11条、健康保険法によるその他の利用料金の変更
この規程は2007年4月28日から施行する。
- 9 規程第3条二、所在地の変更
この規程は2009年1月1日から施行する。
- 10 規程第13条、市町村等の相談・苦情窓口の名称・電話番号の変更

この規程は2009年4月1日から施行する。

1 1 規程第14条、高齢者虐待に関する対応方法の設定

この規程は2010年1月1日から施行する。

1 2 規程第13条、苦情解決第三者委員の変更、市町村等の相談苦情窓口の電話番号変更

この規程は2011年10月1日から施行する。

1 3 規程第11条二、健康保険法により削除

この規程は2012年4月1日から施行する。

1 4 法人名称の変更

規程第11条2、休日加算の設定

規程第11条4、その他の利用料の設定

この規程は2013年4月1日から施行する。

1 5 規程2条2、運営の方針の変更

規程第5条2、営業時間の変更

規程第6条3、利用者の選択による訪問看護の削除

規程第11条3、交通費の表記変更

規程第11条4、死後処置の明示

この規程は2014年4月1日から施行する。

1 6 規程11条2の三、延長料金の追加

この規程は2015年4月1日から施行する。

1 7 規程11条1、介護保険のサービス費用2割の追加

この規程は2015年8月1日から施行する。

1 8 規程第14条、高齢者虐待報告先の変更

この規程は2015年9月12日から施行する。

1 9 規程第5条1、営業日の変更

この規程は2017年6月1日から施行する。

2 0 規程第11条、利用料の一部変更

この規則は2018年8月1日から施行する。

2 1 規程第11条4の四、死後処置料の変更

この規程は2020年7月1日から施行する。

2 2 規程第14条、高齢者虐待に関する対応方法の表現変更

この規程は2021年4月1日から施行する。

2 3 規定第7条、訪問看護内容の追加

規定第19条2項の追加

規程第14条賠償責任の追加

規程第15条秘密保持の追加

規程第16条虐待防止のための措置の追加

規程第17条業務継続計画についての取り組みの追加

規程第18条ハラスメントへの対応の追加

規程第19条居宅介護支援事業者等との連携を追加

規程第20条衛生管理の追加 規程第19条2項、3項の削除

規程第21条追加

この規定は2024年6月1日から施行する。